

第7号様式の2（第8条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">駐 車 許 可 申 請 書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">警察署長 殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">住 所</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">申請者</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">氏 名 ㊟</p>			
車 両 種 別		車 両 登 録 番 号	
駐 車 日 時	年 月 日	年 月 日	時 分 時 分
運 転 者 氏 名		電 話 番 号	
駐 車 場 所			
申 請 理 由			
備 考			

備考1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

※ この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（代表者は大分県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。